

## 生産性向上設備投資促進税制について

(平成 27 年 4 月 2 日)

一般社団法人日本産業車両協会

産業競争力強化法の施行により、平成 26 年 1 月 20 日より開始された「生産性向上設備投資促進税制」については、弊会も先端設備（A 類型）に係る仕様等の証明を行う団体の一つに指定されていることから、多くのお問い合わせや証明書発行申請を頂戴しておりますが、よく頂戴するご質問について、経済産業省の Q&A 等も参考にしながら、以下の通りとりまとめましたので、この税制に関する弊会へのお問い合わせの際には、恐れ入りますが、まずはこの Q&A をご一読いただき、その上でご連絡を頂戴できれば有難く存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

### [生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行に関する Q&A](#)

なお、Q&A 等でご確認いただき、証明書の申請をされる場合は、以下にて手順をご確認下さい。証明書の様式についても、以下よりダウンロードできます。

### [生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行について](#)

#### [様式 1 \(証明書\)](#)

#### [様式 2 \(チェックリスト\)](#)

また、経済産業省のホームページでも、生産性向上設備投資促進税制に関する資料が掲載されておりますので以下をご参照下さい。

### [生産性向上設備投資促進税制](#)

以 上